

企画競争実施の公示

平成29年4月25日

国土交通省土地・建設産業局長 谷脇 暁

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務の名称：航空写真及び衛星画像等を用いた効率的な地籍調査手法検討業務
- (2) 業務の概要：本業務は、近年、航空写真や衛星画像等を用いたリモートセンシング技術による位置決定精度が向上していることを踏まえ、これらの技術を活用したより効率的な地籍調査を実現することを主な目的としている。具体的には、「①山村部における地籍調査の現状と新技術の導入可能性」、「②新技術を活用した効率的な調査・測量手法」について、主な課題と対処方法を整理した上で、実地検証の手法を検討する。また本業務と併行して実施することを予定している実地検証結果を踏まえ、効率化手法のマニュアル作成や地籍調査作業規程準則及び同運用基準等（以下「準則等」という。）の修正案の作成を実施するものである。
- (3) 履行期限：平成30年3月9日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 基本的要件
 - ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において全国の競争参加資格を有する者であること。
 - ③ 当該競争参加資格に係る申請期限の日から企画提案書の特定通知の日までの期間、国土交通省大臣官房会計課長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成9年5月30日付官会第1242号）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ④ 企画競争説明書等の交付を受け、説明会に参加した者であること。
 - ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 守秘性に関すること。

個人情報保護に関する内部規程等が整備され、個人情報収集、利用及び提供を行う場合にはこれを遵守するとともに、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の防止等の厳正な管理体制が整備されていること。

3. 手続等

- (1) 担当部局（照会先）

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 5F
国土交通省土地・建設産業局地籍整備課 担当：小門、岡村

TEL : 03-5253-8383 FAX : 03-5253-1580

MAIL : kokado-k96bc@mlit.go.jp okamura-s96cq@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び場所

交付期間：平成 29 年 4 月 25 日（火）から平成 29 年 5 月 15 日（月）まで

（但し、土・日曜日及び祝日を除く毎日 10 時 00 分～18 時 00 分）

場 所：(1) に同じ。（但し、予め (1) の担当まで事前連絡を行うこと。）

なお、郵送等による交付は行わない。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成 29 年 5 月 15 日（月）18 時 00 分

場 所：(1) に同じ。

方 法：持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールによる。電子メールによる場合は、着信の確認を当課まで行うこと。

提出期限までに到達しなかった企画提案書は無効とする。

(4) 企画提案書に係る不明点がある場合の質問方法

受付方法及び受付期間：電子メールにより受け付けるものとし、平成 29 年 5 月 2 日（火）

～5 月 10 日（水）18 時までの間に受付窓口に送付すること。

受付窓口：国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課 小門・岡村

電子メール：kokado-k96bc@mlit.go.jp okamura-s96cq@mlit.go.jp

電話 03-5253-8111（内線 30-526）

回答方法：平成 29 年 5 月 12 日（金）までに、受け付けた質問内容及び回答を一覧にして全ての説明書受領者へ電子メールにより送付する。この際、質問をした説明書受領者に関する情報は他の説明書受領者に対して、一切開示しない。

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ。

(3) 提出期限までに提出場所に到達しなかった企画提案書、参加資格のない者が提出した企画提案書は無効とする。

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(5) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。

(6) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、特定後において、変更の理由及び変更後の内容について担当職員がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(7) 企画提案書に記載した担当者は、変更することはできない。ただし、死亡・転職等発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(8) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書が無効になるとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(9) 企画提案を特定しなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、土地・建設産業局長に対して非特定理由についての説明を書

面により求めることができる。

土地・建設産業局長は、非特定とされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

- (10) 特定しなかった企画提案書は、原則返却する。(なお、返却を希望しない提案者は、提出の際にその旨を申し出る必要がある。)
- (11) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (12) 企画提案書の内容により、必要に応じて担当職員が内容の説明又は資料の追加提出を求める場合がある。
- (13) 企画提案書等について、担当職員から依頼があった場合は、提案者は当該依頼に基づき説明をしなければならない。
- (14) 企画提案書が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (15) その他の詳細は企画競争説明書による。